

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第1回 武蔵村山市行政不服審査会
開 催 日 時	令和4年4月26日(火) 17時00分 ～ 17時45分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：浅利隆文委員、小川和男委員、加園多大委員、 原田友則委員、比留間茂雄委員 欠席者：なし 事務局：総務契約課長、総務係長、総務係主事
報 告 事 項	(1) 行政不服審査制度（審査請求）における流れについて (2) 他市の事例について
議 題	(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代行者の指名に ついて (2) その他
結 論 (決定した方針、残 された問題点、保 留事項等を記載す る。)	議題1について：互選の結果、会長に加園委員、職務代理者に小川委 員が選任された。 議題2について：特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則 として発言順に記 載し、同一内容は 一つにまとめる。)	<p>● それでは、ただ今から、「令和4年度第1回武蔵村山市行政 不服審査会」を開催いたします。</p> <p>本来であれば、会長が議事を進行していくこととなります が、本審査会条例第4条第1項の規定に基づく会長が互選され ておりませんので、引き続き、私の方で会議の進行をしまい ります。</p> <p>まず、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">～ 配布資料の確認 ～</p> <p>● 次に、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の五十音順の名簿によりお名前をお呼びいたしますの で、大変恐縮ですが、お一人ずつ自己紹介をお願いいたしま す。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員挨拶 ～</p> <p>● 次に、事務局の職員の紹介をさせていただきたいと存じま す。</p> <p>● 事務局 ◎ 会長 ○ 委員</p>

～ 職員挨拶 ～

- 本審査会の事務局は、以上3名で担当させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布いたしました会議次第に基づきまして、進行させていただきたいと思えます。

項番2報告事項(1)「行政不服審査制度（審査請求）における事務の流れについて」御説明をさせていただきたいと思えます。

新たに浅利委員をお迎えしての第1回目の会議でございますので、簡単ではありますが、全体の概略を確認させていただきたいと思えます。

まず、資料1の「武蔵村山市行政不服審査会条例」を御覧いただきたいと思えます。

本条例は、当該審査会の組織及び運営について必要な事項を定めたものでございます。主な規定のみ御説明申し上げます。

本審査会は、武蔵村山市行政不服審査会条例第1条の規定によりまして、行政不服審査法の規定に基づき、市長の附属機関として設置する第三者機関でございます。

所掌事項といたしましては、行政不服審査法の規定により、審査請求があった場合の当該審査請求の諮問について調査、審議し、答申を行うものでございます。

第3条を御覧いただきたいと思えます。「委員」に関して規定をする第3条のうち、第2項では「委員の任期」について2年と規定しておりますので、委員の皆様におかれましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの任期とさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、同条第4項でございますが、「委員の守秘義務」について規定をしてございます。これは、当該審査会委員は、非常勤の特別職の地方公務員であることから、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員を対象にした守秘義務の適用を受けないため、地方公務員法と同様の規定をしてございます。

なお、当該守秘義務に違反した場合には、資料の裏面2ページの第8条に規定をしてございますが、行政不服審査法の規定同

様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることが規定されております。

また、1ページ一番下の第6条では、「審議手続の非公開」を規定していますが、これは、審議の過程で、審査請求人の氏名等を公開することがプライバシーの侵害に当たるため、審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、非公開としたものでございます。

次に、2ページ一番下の附則第2項では、「費用弁償」について規定しております。行政不服審査会会長におかれましては日額11,500円を、委員は日額11,000円を支給させていただきます。

以上が武蔵村山市行政不服審査会条例の主な規定の御説明となります。

- 次に、具体的な審査・事務処理の流れについて御説明いたします。資料2「行政不服審査制度（審査請求）における事務の流れ」を御覧いただきたいと思っております。「行政不服審査会等への諮問の手続」でございますが、例を挙げて資料の中の①から⑦までを順に説明をさせていただきたいと思っております。

本市収納課が税の滞納者に対して、差押処分を行います。これが、①原処分となります。②その処分に対して審査請求人により審査請求が、審査庁（この場合は文書法制課）になされます。③審査庁が職員課を通じて、審理員を指名します。④指名された審理員による審理が行われた後、⑤審理員が審査庁に「審理員意見書」を提出します。その意見書により、審査庁が本審査会に諮問すべきか否かの検討を行います。諮問を要すると判断した場合に、⑥審査庁は、審査会に対し、諮問書、審理員意見書、事件記録の写し等を提出します。本審査会の補助部署でございます総務契約課は事務局といたしまして、諮問書の受付を行い、審議が開始されることとなります。審査会において審議、答申書を確定した後に、答申書を審査庁に送付します。そして、⑦審査庁により、審査請求人に対して裁決書を送付します。

- 次に、資料3「審査の進め方」を御覧ください。ここでは審査会における審議の手続の進行方法を例示してございます。審

査会では、まず、審議に向けた準備として、事務局におきまして、諮問書を収受した後、添付書類等に基づく審議資料を作成し、また、審査関係人に対し、主張書面等を提出する際の期限等を連絡し、提出を受けます。

第1回の審査会におきましては、審議を要しない場合には、その妥当性を審議し、また、審議を要する場合には、審査庁から提出された審理員意見書、諮問説明書、添付資料などを踏まえ、論点や答申の方向性等の検討又は整理を行っていただきます。

審議を行っていただく上での準備として、各種審議資料につきましては事務局で作成をいたします。

雑駁ではございますが、説明については以上でございます。

本件につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。

～ 質問なし ～

- それでは、続きまして、項番2報告事項(2)「他市の事例について」御説明いたします。資料4「【事例】昭島市における義務教育就学時医療費助成制度受給資格消滅の処分に対する審査請求（平成30年度）について」を御覧いただきたいと思います。

事例の内容は、審査請求人が医療費助成を受けるために、現況届を昭島市に提出したところ、前年度の所得が限度額を超えているために、昭島市は受給者資格の消滅処分を行いました。その後、審査請求人は、本件処分は違法又は不当であるとし、本件処分の取消しを求める審査請求を行いました。

審査請求人の主張としては、本処分を取消し、医療費助成を受けるための医療証の交付を求めています。

処分庁の主張は、条例及び規則に則っての受給者資格の取消処分であるとしています。

この事件が審査庁から昭島市行政不服審査会に諮問されました。審査会は、「この審査請求は棄却すべきとしており、処分は適法に行われた」と結論付けております。資料5は本案件の答申書となっております。委員の皆様方におかれましては、この様

な答申書を作成するための議論を行っていただくこととなります。

説明は以上でございます。

御質問等、ございますか。

～ 質問なし ～

- 続きまして、項番 3 議題(1)「武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」を御協議いただきたいと思えます。

こちらでございますが、武蔵村山市行政不服審査会条例第 4 条第 1 項におきまして、審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第 3 項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されております。

それでは、会長の互選を行いたいと思えます。

なお、事務局におきましては、引き続き、加園委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

それでは、会長は加園委員にお願いしたいと存じます。

続いて、職務代理者についてでございますが、加園会長により職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

- ◎ 前回に引き続き、小川委員にお願いしたいと思います。

- ただ今、会長から、小川委員を御指名いただきましたが、皆様、よろしいでしょうか。

- お願いします。

- それでは、会長に加園委員が互選され、職務代理者には小川委員が指名されました。会長におかれましては、席の御移動をお願いいたします。

それでは、ここで会長から御挨拶をいただきたいと存じます。加園会長、よろしくお願いいたします。

～ 会長 挨拶 ～

- ありがとうございます。次に職務代理者に指名されました小川委員から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

～ 職務代理者 挨拶 ～

- ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。加園会長よろしくお願いいたします。

◎ 議題(2)その他について、議題はございますでしょうか。

- 事務局から2点ほど御連絡を申し上げたいと思います。

1点目は、昨年度にお集まりいただいた会議の中で、もう1件御審議いただく案件が出てきそうだというお話をいたしましたかと存じますが、こちらにつきましては、審査庁の方で判断をした結果、行政不服審査会に諮問する必要はなく、前段階で却下という判断となりました。また、今現在、行政不服審査会の皆様方に御審議いただく可能性がある案件は、ないという状況でございます。

2点目でございますが、説明が不足しておりました資料6についてでございますが、こちらは、総務省から出ております行政不服審査会の事務処理マニュアルでございますので、お時間がある際に御目通しいただければと思います。

先程、会長からもお話がございましたとおり、新たな案件が

	<p>出てきた場合には、再度お集まりいただいたときに、改めて事務の流れ等につきましては、事務局方から御案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>◎ 以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、令和4年度第1回行政不服審査会を終了いたします。本日は、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">－ 以 上 －</p>
--	---

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公 開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div>	<p>傍聴者： <u> 0 </u> 人</p>
-------------------------	---	--------------------------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示(根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部総務契約課(内線：324)</p>
--------------	-------------------------

(日本産業規格A列4番)